

第2章

無形資産や棚卸資産に関する事項も IFRS解釈指針委員会の アジェンダ決定の概要

有限責任 監査法人
公認会計士

水田 真也子

みに限定されず、その範囲は事実
および状況に応じた判断による。

IFRS解釈指針委員会(以下、「IFRS-IC」という)は国際会計基準審議会(IASB)の関連団体

【この章のエッセンス】

●IAS38号においては、顧客が、設定およびカスタマイズにかかるコストについて、設定・カスタマイズの対象となるソフトウェアを顧客が支配していないケースでは、多くの場合、無形資産は認識されない。顧客は設定およびカスタマイズのサービスを受領した時にそのコストを費用として認識する。

●IAS2号における正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額および販売に要するコストの見積額を控除して算出されるが、販売に要するコストの見積額は、販売に係る増分費用の

(図表1) 2021年1月以降に発行されたアジェンダ決定

発行時期	タイトル
2021年4月*	IAS38号「無形資産」 -クラウド・コンピューティング契約における コンフィギュレーションまたはカスタマイゼー ションのコスト
2021年5月*	IAS19号「従業員給付」 -給付の勤務期間への帰属
2021年5月*	IFRS9号「金融商品」 -実質金利に起因するキャッシュ・フローの変 動可能性のヘッジ
2021年6月*	IAS2号「棚卸資産」 -棚卸資産の販売に要するコスト
2021年6月	IAS10号「後発事象」 -企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸 表の作成
2021年10月	IFRS16号「リース」 -リース料に対する還付されない付加価値税
2021年10月	IAS32号「金融商品：表示」 -当初時点において金融負債に分類されるワ ラントの会計処理
2021年12月*	IFRS16号「リース」 -風力発電基地の使用から生じる経済的便益

* 本章で紹介しているアジェンダ決定

であり、各国の利害関係者から寄せられたIFRS基準に関する検討依頼や質問を分析し、基準書の改訂や解釈指針の開発に着手すべきか否かの審議を行っている。

この審議のなかで基準書の改訂や解釈指針の開発は不要と判断された論点(アジェンダとしては却下された論点)については、「アジェンダ決定」が発行される。アジェンダ決定には、却下理由(たとえば、現行の基準書に十分なガイダンスが示されている等)とともに、現行の基準書に基づく考え方が示されることから、実務上、アジェンダ決定の内容に留意する必要がある。

2021年1月以降に発行されたアジェンダ決定は、図表1のとおりである。本章では、このなかから、わが国のIFRS適用企業の会計実務に影響を及ぼす可能性が一定程度あると筆者が考えたものを選択し、紹介する。ただし、本章で紹介できなかったアジェンダ決定についても、実務で該当した場合には留意していただきたい。なお、本章の記載は2022年1月末時点の情報に基づいており、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。